

印紙税が改正されました

このたび印紙税法が改正され、今年の五月一日から印紙税の税額がかわりました。

主な改正点

- 今まで五十円の印紙税が課されていた文書は、すべて百円の印紙税が課されることになりました。

軽自動車税

今回は、月割課税制度などの改正です。

前号に引き続き、今年度の地方税法改正のうち、今回は軽自動車税の月割課税制度などの改正についてお知らせします。

具体的内容は次の四点ですが、これらの改正点は、昭和五十二年の軽自動車税から適用されます。

用途等の変更に伴う税率の適用

納税義務者が所有している四輪貨物用軽自動車を、賦課期日四月一日には自家用（年額三千三百円）として使用していたものを、年度の中途に営業用（年額二千九百円）として用途を変更した場合も、その年度は当初の自家用の税率を適用し、適用税率が違うことを理由とする月割課税による賦課替えは行わないこと

なされています。納税義務を負うことになりました。

ただし、軽自動車などの所有者の変更があった日以後に、その年度の末日までの間に、軽自動車などの主たる定置場所である同一市内からほかの市町村に変更されたときは、いままでどおり月割課税の規定を適用します。また、所有者のいづれかが、法令の規定に基づき課税されない軽自動車の所有権移転の場合（たとえば官公庁の軽自動車、または人が買い受けた場合、またはその逆の場合も含む）、従前どおりの月割課税の規定が適用されます。

軽自動車関係の罰金の引上げ

虚偽の申告や報告をした者及び検査拒否をした場合は罰金五万円（現行一万円）、詐偽や不正行為による脱税の場合は罰金十万円（現行一万円）が科されることになりました。

昭和五十三年定期制適合車等に対する優遇措置

いわゆる低公害車、または昭和五十二年定期制に適合する軽自動車については、昭和五十二年定期の軽自動車税に限り、昭和五十一年度分として改正される前の税率に据え置かれます。

お願い！

最近、軽自動車税のことでよくトラブルがありますが、その多くは納税者の申告、報告の手続き漏れに原因しているようです。軽自動車を購入し、交換、買い換え、所有権変更、または廃車される場合は、必ず税務課で手続きをしてください。

新津財務事務所から

自動車税 至急 納入してください

昭和五十二年の自動車税は、五月三十一日が納期限です。もし、まだ納入されていない方がありましたら、至急、もよりの銀行、郵便局、もしくは新津財務事務所の窓口で納入しましょう。

なお自動車税は、毎年四月一日現在の自動車の所有者、または使用者に対し、翌年三月三十一日までの一年分が課税されます。四月一日以降に自動車の所有者（使用者）が変わった場合は、翌年の三月三十一日に変更があったものとみなされ、前の所有者が納税の義務を負うことになります。

また、四月一日以降に当該自動車を陸運事務所で廃車し、引き続き行った場合は、その消登録証明を財務事務所の窓口へ持参してください。廃車した月までの税額を計算し、領収します。

なおくわしくは、新津財務事務所取税課（電話二二四一・四三二）へ。

国民年金

繰り上げ請求は慎重に

国民年金の老齢年金（通算老齢年金を含む）は、定められた資格要件を満たした人であれば、原則として六十五歳から支給されます。しかし、この場合、本人の希望により、六十歳から六十四歳までの間なら、いつでも年金を繰り上げて請求することもできます。まず、年金を受けるには法定請求といって、一定の手続きを市役所の国民年金係の窓口でしなければなりません。請求の方法は、「国民年金老齢年金裁定請求書」または「国民年金通算老齢年金裁定請求書」に、国民年金の記号番号、氏名、住所（支払い通知書が確実に届くようにわかりやすく）、支払い金庫機関（口座番号）を忘れずに記入して提出してください。

通算老齢年金の場合は、このほかに通算対象期間を確認する書類（通算対象期間確認通知書、年金証書または恩給証書）が必要となります。しかし、いったん年金を繰り上げ請求すると、図表のようにならば一生減額されたままとなります。年金額が増減されるほど満額年金との差は広がる一方で、いまでは平均寿命が男七十一・七六歳、女七十六・九五歳と延びて、長生きする時代を迎えています。

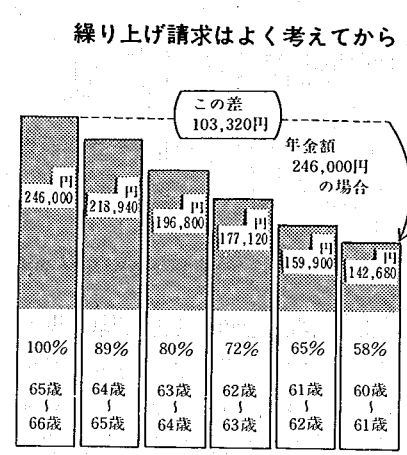


良寛と燃ゆる水を訪ねて…

さる5月29日、図書館主催の「史跡・文化財めぐり」が行われました。募集人員は100名でしたが、285人もの応募があるなど、あいかわらず人気が高い史跡めぐりです。

今回は、「良寛と燃ゆる水を訪ねて…」で、良寛さまゆかりの地や、新津にも関係の深い出雲崎の石油記念館などを見てまわりました。参加者の中には終始熱心にメモをとる人もいて、史跡・文化財めぐり、の人気の高さがうかがわれました。（写真は良寛記念館長から説明をきくみなさん）

今回は、「良寛と燃ゆる水を訪ねて…」で、良寛さまゆかりの地や、新津にも関係の深い出雲崎の石油記念館などを見てまわりました。参加者の中には終始熱心にメモをとる人もいて、史跡・文化財めぐり、の人気の高さがうかがわれました。（写真は良寛記念館長から説明をきくみなさん）



保険料免除申請受付中



長い老後を考えてみようと、健康に全く自信がない……という方は別として、やはり有利な満額年金を受けたほうがよさそうです。年金を請求される時は、このことをよく考えてみてはいかがでしょうか。

いま、五十二年度分（五月三十一日まで）に市民課に申請を受け付けて中。

この免除を受けるには、七月三十一日までに市民課に申請を受け付けてください。

①失業して所得がない
②火災や風水害などにあい、被害を受けた
③家計が苦しい

……などの事情で保険料を納めることが難しいと認められる人に、その年の国民年金保険料の納付を免除する制度です。

（この）国民年金保険料の免除申請を受け付けて中です。

この保険料の免除とは①失業して所得がない②火災や風水害などにあい、被害を受けた③家計が苦しい……などの事情で保険料を納めることが難しいと認められる人に、その年の国民年金保険料の納付を免除する制度です。

お買物、ご用命は市内で

事故がおきてからでは遅すぎる！
自動車保険に入る前に電話を……
事故で困っている時も……

3-0371番
(無料相談センター)

県自動車福祉協会サービスセンター
新津市役所横

御婚礼写真

文部大臣認可・日本写真文化協会・A級認定写真師
写真のことならスタジオサカヅメにおまかせ下さい

スタジオサカヅメ
新津市本町4丁目5-6 TEL (代) 2-0045

おいしいピザと
楽しいお茶

たべてみませんか
イタリアの味
PIZZA

ピザハウス
サンロード
TEL 3-1577
本町1富士ビル (旧オースギ)

夏に備えて
エアコンを

新町2丁目
田村電機商会
TEL 2-0653